

議第 3 号 都市計画法第 34 条第 12 号指定道路の追加指定について（日高市決定）

都市計画法第 34 条第 12 号指定道路の追加指定について

1 目的

都市計画法第 34 条第 12 号の規定に基づき、土地利用構想に即した区域に、用途及びインフラ面等を考慮した企業誘致を推進しています。

平成 10 年度の事業開始から多くの企業を誘致してきた関係から、近年では産業用地の確保が課題となっています。

そこで新たに、産業用地確保の取組として、市条例に基づく指定道路を定める必要があるため、周辺環境を考慮した上で、企業立地のさらなる促進に向けて指定道路を追加します。

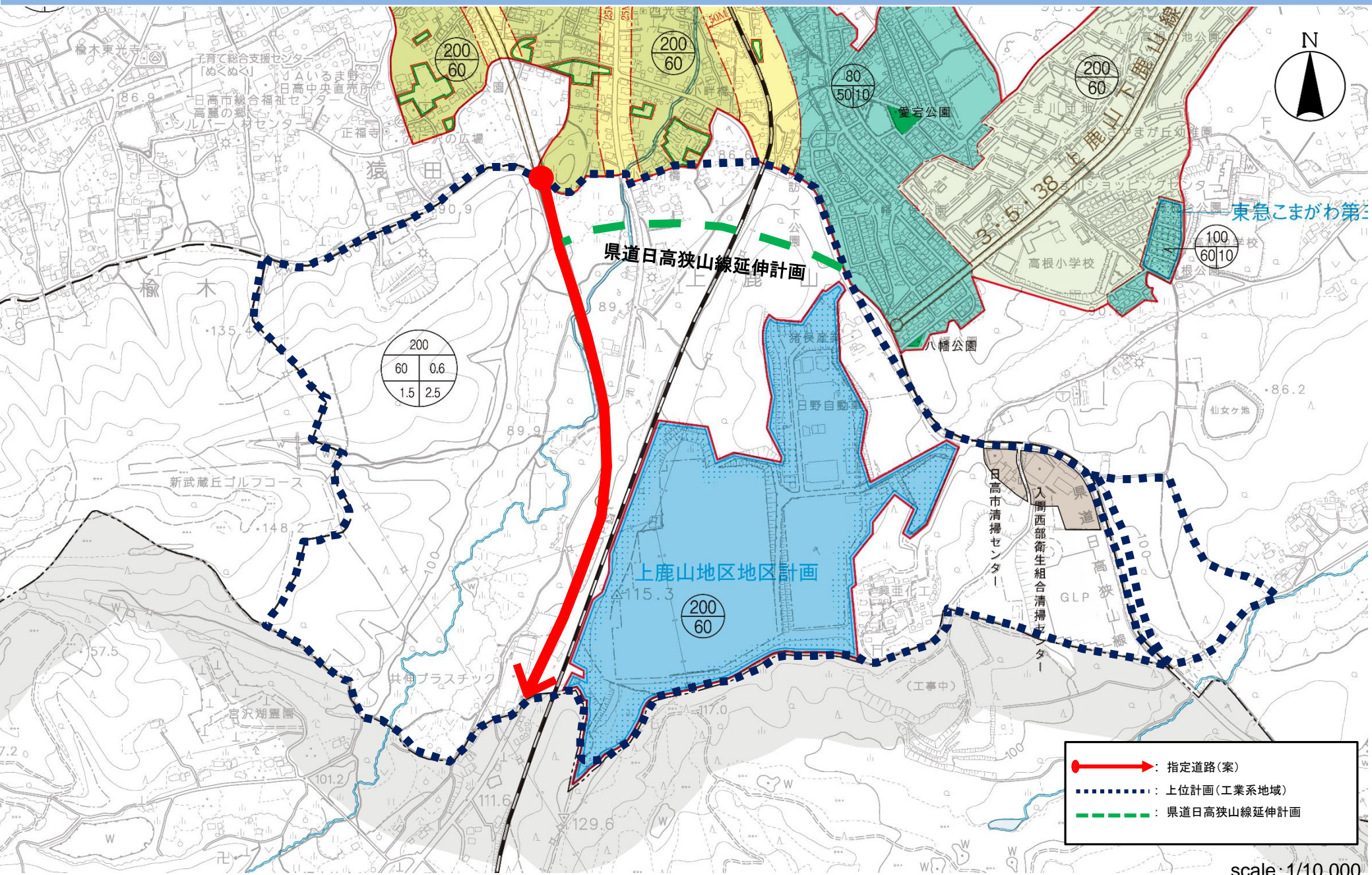
2 指定路線




- (1) 対象路線 県道飯能寄居線（バイパス含む） ※幅員 9 m～15m
- (2) 起終点等 別添資料 2 のとおり
- (3) 上位計画 ①市基本構想：将来土地利用構想にて工業系地域の位置付け
②市都市計画マスタープラン：道路方針図に合致
- (4) 誘導する産業の用途
工場又は倉庫（建築基準法別表第 2（る）項に掲げるものは除く）
※工業排水、危険物を伴うものは不可とする。

3 指定路線追加までの流れ

調整内容等	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
市長・県議への説明		■								
経営戦略会議	■				■					
庁外関係機関等との調整		■								
上鹿山地区への説明			■							
全員協議会				■						
都市計画審議会					■					

8月～10月：庁内の意思決定を固める
 10月～11月：各種調整事項の報告
 9月～10月：関係機関等と意思疎通
 10月～11月：地元区との意思疎通
 11月～12月：市議会の理解を得る
 12月～1月：諮問事項
 12月～1月：告示
 1月～3月：制度周知期間
 4月：運用開始（4月1日）



-  指定道路(案)
-  上位計画(工業系地域)
-  県道日高狭山線延伸計画

scale: 1/10,000